

令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「データベース」補助条件 (令和 7 (2025) 年度)」の主な変更点

令和 7 (2025) 年度	令和 6 (2024) 年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続 (交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)	3 補助事業を変更する上で必要な手続 (交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)
(略)	(略)
3-8 代表者は、代表者を交替しようとする場合及び作成組織の名称又は申請団体名称を変更しようとする場合には、様式 C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、代表者が欠けた場合には、新たに代表者となろうとする者が、様式 C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。その際、他の研究機関等に所属する者が、新たな代表者となった場合には、新たな代表者が作成する様式 C-63「代表者交替に伴う所属変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 <u>なお、新たに代表者となろうとする者は、当該データベースの作成組織に属し、計画調書に作成分担者として記載された者（又は、作成組織が学術団体等である場合、任期の終了等に基づき新たに当該団体の代表者となる者）でなければならない。</u>	3-8 代表者は、代表者を交替しようとする場合及び作成組織の名称又は申請団体名称を変更しようとする場合には、様式 C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、代表者が欠けた場合には、新たに代表者となろうとする者が、様式 C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。その際、他の研究機関等に所属する者が、新たな代表者となった場合には、新たな代表者が作成する様式 C-63「代表者交替に伴う所属変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。
(略)	(略)
4 実績の報告	4 実績の報告
(略)	(略)
5 その他	5 その他
(略)	(略)